

令和8年度

豊山町職員採用試験募集要項

令和8年4月1日
豊山町

申込受付期間	持参	令和 8年 4月 1日 (水) から 令和 8年 4月 15日 (水) まで 午前8時30分～午後5時15分 (土曜日、日曜日は受付を行いません。)
	郵送	令和 8年 4月 1日 (水) から 令和 8年 4月 15日 (水) まで <u>[当日必着]</u>

問 合 せ 先 及 び 申 込 先

豊山町 総務部 人事秘書課 人事秘書グループ (豊山町役場 3階)

【所在地】 〒480-0292 西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地

【電 話】 0568-28-0395

【1】職種、採用予定人数、受験資格

職 種	採用予 定人数	受 験 資 格
A 社会福祉士職 (令和8年 7月1日 採用予定)	若干名	次の①、②に該当する方 ① 学校教育法による高等学校以上を卒業した方、または採用日までに卒業見込みの方 ② 社会福祉士の有資格者、または採用日までに資格取得見込みの方(採用日までに取得できなかった場合、合格は取消しとなります。)

なお、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方（下記参照）は受験できません。

- ① 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 豊山町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【2】試験日時及び会場

	第1次試験	第2次試験
日 時	令和8年4月26日(日) 午前9時30分開始	令和8年5月中旬予定 ※詳しい日程については、第2次試験合格者に案内します。
会 場	豊山町役場 会議室 ※多数の申込があり、会場を変更する場合は、受験通知書にてお知らせします。	

【3】試験内容

	第1次試験	第2次試験
A 社会福祉士職	専門試験 性格特性検査 作文試験	面接試験

※ 試験の内容については、次のとおりです。

専門試験 …………… 専門的な知識及び能力をみる試験です。

性格特性検査 …………… 公務員に求められる資質に関し、性格特性をみる検査です。

作文試験 …………… 職員として必要な思考力、表現力等をみる試験です。

【4】受験手続

(1) 申込方法

提出書類	① 申込書（必要事項をみれなく記入し、本人の写真を1枚貼ること。） ※ 用紙は「A4・両面印刷」とします。	
	② 最終学歴の卒業（見込）を確認できる書類 （卒業証明書等）	
	③ 社会福祉士登録証の写し	
	④ 返信用封筒（長形3号 [120mm×235mm] の封筒に郵便番号・住所・氏名を記入して、110円分*の切手を貼ったもの）	
申込期間	持参	令和 8年 4月 1日（水）から 令和 8年 4月 15日（水）まで 午前8時30分～午後5時15分 （土曜日、日曜日は受付を行いません。）
	郵送	令和 8年 4月 1日（水）から 令和 8年 4月 15日（水）まで [当日必着]
申込先	〒480-0292 豊山町 総務部 人事秘書課 人事秘書グループ ・役場個別郵便番号のため、所在地は記入不要です。 ・封筒の表に「受験申込」と赤字で書いてください。 ・書留によらない郵便事故については責任をもちません。	

- ※1 提出していただいた書類は返却できません。
- ※2 書類不備または不足書類があった場合は、受付できません。

(2) 受験票の発送

令和8年4月20日(月) 発送予定

※ 試験日までに受験票が届かない場合は、人事秘書課人事秘書グループへ必ず問い合わせてください。

【5】合格者の発表

	第1次試験	第2次試験
発表日	令和8年5月中旬予定	令和8年5月下旬予定
方法	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送による通知(合格者のみ) ・豊山町役場前掲示場への掲示 ・町ホームページへの掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送による通知(受験者全員) ・豊山町役場前掲示場への掲示 ・町ホームページへの掲載

【6】採用予定日

- (1) 令和8年7月1日
- (2) 受験資格及び申込書を調査した結果、受験資格がない場合、または申込書記載事項に不正がある場合は、合格を取り消すことがあります。

【7】初任給例

	高校卒	短大卒	大学卒
給与	約216,000円	約234,000円	約251,000円

※1 この初任給は令和8年4月1日現在の給料月額に地域手当を加えたものです。

- ※2 上記の他、扶養手当、通勤手当、住居手当などの諸手当を条件に応じて支給します。また、期末手当・勤勉手当を年2回（6月、12月）支給します。
- ※3 学校卒業後に職歴などがある場合は、加算される場合があります。